

Q4

残業代は誰でももらえるのですか？

会社の指揮命令下に置かれている時間のことを「労働時間」といい、休憩時間を除いて、

原則 1 週間に 40 時間、1 日に 8 時間までを、「法定労働時間」といいます。

これを超えて仕事をすれば、**時間外労働として割増賃金(残業代)をもらうことができます。**

(なお、法定労働時間を超えていなくても、会社の就業規則等で、所定の労働時間を超えて残業した際に割増賃金を支払うことが定められている場合は、残業代がもらえます。)

また、会社は労働者に、1 週間に 1 日または 4 週間に 4 日の「法定休日」を与えなければならず、この日に働いた場合にも割増賃金がもらえます。

時間外割増賃金の割増率は、法律で以下のとおり最低基準が定められています。

区 分		割増賃金額
(1)時間外労働	原則、1日8時間超、1週40時間超	時間給の 25%増
	1か月60時間を超えた時間	時間給の 50%増
(2)休日労働		時間給の 35%増
(3)深夜労働 (原則午後10時～午前5時)		時間給の 25%増

例) 時間給(1時間当たりの単価)が 1,100 円の人の場合の割増後の単価

(1)時間外労働の場合 → 1,100 円 + 275 円(1,100 円×0.25) = **1,375 円**/1 時間

(2)休日に労働をした場合 → 1,100 円 + 385 円(1,100×0.35) = **1,485 円**/1 時間

(3)深夜に時間外労働をした場合 → (1) + 275 円(1,100×0.25) = **1,650 円**/1 時間

(4)休日の深夜に労働をした場合 → (2) + 275 円(1,100×0.25) = **1,760 円**/1 時間



【action】

残業代が支払われていない場合は、会社に支払いを求めましょう。

会社が対応してくれない場合は、会社のある場所を担当する労働基準監督署に申告することができます。

最後の確認！

- 働いた時間を把握している
- 就業規則等で、時間外労働・休日労働の割増賃金の規定を確認した